

家計調査の概要

調査の概要

家計調査は、全国のすべての世帯（学生の単身世帯を除く。）を対象として家計収支の調査を行い、都市別、地域別、収入階級別、そのほか世帯の特性による集計結果によって、国民生活の実態を毎月明らかにし、国の経済政策・社会政策の立案のための基礎資料を得ることを目的としている。

家計調査は、国が行う重要な統計調査として統計法（昭和22年法律第18号）の規定に基づく指定統計第56号を作成するための調査であり、家計調査規則（昭和50年総理府令第71号）に従って実施されている。

この調査は、昭和21年7月に始められた消費者価格調査から発展したもので、37年7月に調査対象地域が全国の市町村に拡大（拡大改正）されるまで、何回かの改正が行われた。また、拡大改正後も何回かの改正が行われたが、平成14年1月からは、調査対象を単身世帯まで拡大するとともに、二人以上の世帯について貯蓄・負債の保有状況等に関する調査を開始した。（これらの詳細については、「7 家計調査の沿革」p.441を参照のこと）

1 調査の対象

家計調査は学生の単身世帯を除いた全国の世帯について行っている。

なお、次に掲げる世帯は世帯としての収入と支出を正確に計ることが難しいことなどの理由から、調査を行っていない。

- (1) 料理飲食店、旅館又は下宿屋（寄宿舎を含む。）を営む併用住宅の世帯
- (2) 賄い付きの同居人がいる世帯
- (3) 住み込みの営業使用人が4人以上いる世帯
- (4) 世帯主が長期間（3か月以上）不在の世帯
- (5) 外国人世帯
- (6) その他

2 調査世帯の選定

標本設計の資料としては、平成12年国勢調査の結果を用いた。

(1) 抽出単位

調査世帯の抽出には、層化3段階抽出法を用いた。第1次抽出単位として市町村、第2次抽出単位として調査単位区（原則として、平成12年国勢調査のために設定された調査区で、隣接する2調査区を1調査単位区とする。以下「単位区」という。）、第3次抽出単位として世帯をとった。

(2) 調査市町村の選定

全国を168層（昭和52年12月以前は170層）に分け、単身世帯を除く一般世帯の数に比例した確率比例抽出によって各層から1市町村を選定した。

層別の方法は、次のとおりである。

各都道府県庁所在市、川崎市及び北九州市については、それぞれを1層とした。それ以外の市町村については、まず市部と郡部（町村）に分け、市部は、さらに、次の基準に

よって71層に分割した。

ア 地方………北海道、東北（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）、関東（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）、北陸（新潟県、富山県、石川県、福井県）、東海（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）、近畿（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）、中国（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）、四国（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）、九州（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）、沖縄（沖縄県）の10地方

イ 都市階級……政令指定都市及び東京都区部を除く人口15万以上の市（中都市）、人口5万以上15万未満の市（小都市A）、人口5万未満の市（小都市B）の3階級

ウ 非農林漁家世帯数比率（世帯員が2人以上の一般世帯に対する非農林漁家世帯の割合）

エ 人口増加率（平成7年から12年までの5年間の人口増加率）

オ 人口集中地区人口比率

カ 産業的特色（事業所総数に対する第2次及び第3次産業の事業所数の割合）

郡部は、市部と同様、まず地方によって10地域に区分した後、地方別に地理的位置（海沿い、山地等）、非農林漁家世帯数比率、人口増加率によって、48層に分けた。

昭和37年7月の拡大改正時には、昭和35年国勢調査の結果に基づいて層の設定を行ったが、その後の人口の移動、市町村の廃置分合、都市階級の変更などを補正するため、43年、47年、53年、58年、63年、平成5年、10年及び15年の8度にわたり国勢調査の結果などを用いて層の一部修正を行っており、昭和53年以降の層の数、すなわち調査市町村数は168となっている。

(3) 調査市町村の交替

家計調査の調査市町村については、昭和37年7月の拡大改正以来しばらくの間は固定して調査してきたが、41年からは、定期的に町村の交替を行うこととした。なお、調査市は原則として固定している。（平成18年に交替した調査町村名については「付録6 調査市町村交替等の経緯（平成18年）」p.464を参照）

(4) 調査世帯数の決定及び配分

調査世帯数の決定及び調査市町村への配分は、次に示す結果利用上の観点、実査上の制約を考慮して行われた。

<結果利用上の観点>

ア 全国平均及び世帯階層別（所得階層別、職業別など）月別増減率を見る。また、都市階級別平均及び地方別平均の年平均増減率を見る。

イ 都道府県庁所在市別平均の年平均増減率を見る。

表 1 調査世帯数の割当て

地 域	調査市 町村数	二人以上の世帯		単身世帯
		調査 世帯数	抽 出 率	調 査 世 帯 数
全 国	168	8,076		745
人 口 5 万 以 上 の 市	99	7,020		585
東 京 都 区 部	1	408	1/5,205	34
1 3 大 都 市	13	1,428	1/2,569 ~ 1/6,629	119
都 道 府 県 庁 所 在 市	35	3,432	1/376 ~ 1/1,808	286
(大 都 市 を 除 く 。)				
上 記 以 外	50	1,752	1/1,918 ~ 1/14,534	146
人 口 5 万 未 満 の 市	21	480	1/936 ~ 1/6,773	40
町 村	48	576	1/3,903 ~ 1/19,581	48
単 身 の 寮 ・ 寄 宿 舎	11			72

<実査上の制約>

二人以上の世帯

ア 1調査員が2単位区、12世帯を調査する。

イ 調査世帯は6か月間調査され、7か月目に他の世帯と交替するが、その交替は1単位区、6世帯を単位として行われ、全国で毎月6分の1ずつ行う。調査世帯数は8,076世帯とし、その調査市町村への配分は、原則として、表1のように行った。県庁所在市については結果表利用上の観点から最低96世帯を配分した。(調査市町村については、「付録1 調査市町村別調査世帯数、調整係数(二人以上の世帯)」p.450 参照)

なお、沖縄県については、経済開発施策等の基礎資料に用いるため、一つの地方として結果表章する必要があることから、抽出率を他府県より高くし、276世帯を選定してある。

単身世帯

ア 1調査員が受け持つ二人以上の世帯の2単位区の中から、1世帯を調査する。

イ 調査世帯は3か月間調査され、4か月目に他の世帯と交替するが、その交替は全国で毎月3分の1ずつ行う。

ウ この他、若年単身世帯のよりの確かな把握に資するため、寮・寄宿舍単位区を全国で12単位区設定し、それぞれの単位区から6世帯を無作為に選定する。一つの寮・寄宿舍は、6世帯が3か月間調査され、4か月目に他の世帯と交替する。

調査世帯は一般単位区が673世帯、寮・寄宿舍単位区が72世帯の計745世帯である。(地方、都市階級別内訳については、「付録3 地方、都市階級別調査対象世帯数、調査世帯数、調整係数及び調査市町村数(単身世帯)」p.455 参照)

(5) 調査単位区の選定と交替

まず、調査市町村内の全域(平成12年国勢調査調査区のうち、特別調査区<特別な施設のある地域等>、水面調査区<水上生活者がいる地域等>などを除く一般調査区全域)を、国勢調査調査区を単位として、当該市町村に配分された調査員の数と同数の地域に分割する。分割に当たっては、分割された各地域に含まれる調査対象世帯数がほぼ同数になるようにしている。分割された一つの地域が1調査員の担当する地域範囲となる。

分割した地域について、調査対象世帯数が1,500以上3,000未満になるように区分して複数のブロックを設定し、それらのブロックから1ブロックを任意抽出する。この抽出されたブロックから、一定の方法により二つの単位区を設定する。単位区は、1年に1回交替しブロック内で単位区の交替が終わった場合は、次のブロックに進み、単位区の交替を同様に行う。

(6) 調査世帯の選定と交替

二人以上の世帯

調査員は、選定された単位区内を実地踏査して、単位区内に居住するすべての世帯をリストした「一般単位区世帯名簿」(p.461 参照)を作成する。この名簿から、調査対象外の世帯を除外して、農林漁家世帯、勤労者世帯及び勤労者以外の世帯別に、「調査世帯抽出番号表(乱数表)」(p.461 参照)を用い、調査世帯を選定する。なお、農林漁家世帯、勤労者世帯及び勤労者以外の世帯の割当世帯数は、単位区内の農林漁家世帯、勤労者世帯及び勤労者以外の世帯の数に比例して6世帯を按分する。

調査世帯は6か月間調査され、7か月目に同一単位区内で他の世帯(調査世帯抽出番号表を用いて選定する。)と交替する。交替に先立って調査員は再度単位区内を実地踏査し単位区世帯名簿を補正する。1年間調査すると単位区を交替する。

単身世帯

二人以上の世帯と同様に、調査員は「一般単位区世帯名

簿」を男女別に作成し、「調査世帯抽出番号表(乱数表)」を用い、調査世帯を1世帯選定する。寮・寄宿舎は、そこに居住するすべての世帯をリストした「寮・寄宿舎単位区世帯名簿」を作成し「調査世帯抽出番号表(乱数表)」を用いて、6世帯を選定する。

3 調査方法

(1) 調査の流れ

調査は、総務省統計局を実施部局として、次の流れにより行っている。

総務大臣 都道府県知事 統計調査員(指導員) 統計調査員(調査員)・調査世帯

(2) 調査期間

調査は毎月行う。二人以上の調査世帯は、原則として6か月間継続して調査され、毎月6分の1ずつが、順次、新たに選定された世帯と交替する。また、単位区は1年間調査され、毎月12分の1ずつが新たに選定された単位区と交替する。単身の調査世帯は、原則として3か月間継続して調査され、毎月3分の1ずつが、順次、新たに選定された世帯と交替する。

(3) 調査事項と調査方法

調査は、「世帯票」、「家計簿」、「年間収入調査票」及び「貯蓄等調査票」(二人以上の世帯のみ)の4種の調査票を用いて行う。

ア まず、調査を行う世帯の世帯員及び住居に関する事項を「世帯票」(p.458参照)によって、調査員が質問して調査する。

イ その後、6か月間(単身は3か月間)、勤労者世帯及び勤労者以外の世帯のうちの無職世帯については家計上の収入及び支出を、勤労者以外の世帯(無職世帯を除く。)については家計上の支出のみを、調査世帯が日々「家計簿」(p.456, p.457参照)に記入する。

記入は、品目ごとに、購入金額のみならず購入数量(二人以上の世帯のみ。なお、平成14年からの食料の数量は、記入開始1か月目のみ。)も記入する。購入数量は、総務省から配布された「はかり」を用いて量る。なお、家計簿は1か月を2期に分け、月2冊を調査世帯に配布し、半月ごとに調査員が収集する。

ウ 記入開始後1か月目の後半に調査世帯が自ら「年間収入調査票」(p.459参照)に記入することによって記入開始月を含む過去1年間の収入を調査する。

エ 二人以上の世帯について、記入開始3か月目の前半に調査世帯が自ら「貯蓄等調査票」(p.460参照)に記入することによって、貯蓄や負債の現在高等を調査する。

オ 調査をどうしても引き受けられない世帯の場合には、世帯員及び住居に関する事項と1か月間の家計費総額を「準調査世帯票」(p.459参照)によって調査員が質問して調査する。

4 集計方法

(1) 集計の手順

調査票は調査員が収集し、都道府県統計主管課で審査した後、総務省統計局に提出される。これを、独立行政法人統計センター(以下「統計センター」という。)で受付後、

家計収支については、家計簿の1行1行の記入に対し「収支項目分類」に従って内容審査と同時に分類格付け及び入力を行う。この収支項目分類の項目数は約550項目にのぼる。入力された調査票の内容は、統計センターの電子計算機によって集計される。貯蓄・負債については、貯蓄等調査票を光学式文字読取装置(OCR)により読み取り、集計される。

(2) 推定式

ア 二人以上の世帯(農林漁家世帯を除く)の家計収支
全国平均や地方別平均の推計は、市町村(層)別に調査世帯の抽出率が異なるため、世帯数が母集団の大きさの352分の1になるように定められた市町村別調整係数を集計世帯の収支項目ごとに乗じて行う。

月平均の推定式は式1のとおりであり、年平均は月別結果の単純平均として算出する。(ただし、昭和42年、43年は月別の調整集計世帯数に基づく加重平均により算出した。)

年間収入五分位階級別データの年平均値は、年間収入五分位階級別の月別結果を単純平均したものである。(昭和47年までは、年間収入階級別の年平均結果から年平均五分位を算出した。)

なお、「世帯人員」、「有業人員」及び「世帯主の年齢」の年平均もそれぞれ月別結果の単純平均で求めている。

イ 二人以上の世帯(農林漁家世帯を含む)の家計収支
市町村別調整係数(世帯数が母集団の大きさの376分の1)に対して地方10区分、世帯人員4区分で比推定を行う。比推定のベンチマークには労働力調査の1年前の同じ月から始まる12か月分の平均値を用いる。
月平均の推定式は式2のとおりであり、年平均は月別結果の単純平均として算出する。

ウ 単身世帯の家計収支(年平均)

全国平均や男女・年齢階級別平均の推定は次のように行っている。層別(33層:一般単位区は地方7区分別に大都市、県庁中都市、県庁小都市、中都市、小都市、町村、また寮・寄宿舎単位区は地方6区分別に調整係数(世帯数が母集団の大きさの376分の1)を作成する。加えて、労働力調査の結果に基づく地方6区分別(北海道・東北、関東、北陸・東海、近畿、中国・四国、九州・沖縄)の男女、年齢階級3区分別(男女別に35歳未満、35~59歳、60歳以上)単身世帯数で比推定を行って結果を推定している。

年平均は月別結果を求めて、それを単純平均して算出する。なお、月平均の推定式は式3のとおりである。

エ 単身世帯の家計収支(四半期平均)

平成12年から公表を開始した四半期平均結果については、時系列の安定性を重視するという観点から、地域ごとの調整係数を用いずに、全国一律の男女、年齢階級3区分別で比推定を行うことにより結果を推定している。

四半期平均は月別結果を求めて、それを単純平均して算出する。なお、月平均の推定式は式4のとおりである。

オ 総世帯の家計収支

農林漁家世帯を含む二人以上の世帯の結果と単身世

推 定 式 一 覧

【式1】二人以上の世帯

(農林漁家世帯を除く結果)

$$\bar{X} = \frac{\sum_j \sum_l X_{jl} \cdot \alpha_j \left(\frac{N_j}{O_j} \right)}{\sum_j \alpha_j \left(\frac{N_j}{O_j} \right) \cdot P_j}$$

【式2】二人以上の世帯

(農林漁家世帯を含む結果)

$$\bar{X} = \frac{\sum_i \sum_j \sum_k \sum_l X_{ijkl} \cdot \alpha'_{ij} \left(\frac{N_{ij}}{P_{ij}} \right) \cdot C_{ik}}{\sum_i \sum_k W_{ik}}, \quad C_{ik} = \frac{W_{ik}}{\sum_j \alpha'_{ij} \left(\frac{N_{ij}}{P_{ij}} \right) \cdot P_{ijk}}$$

\bar{X} : ある品目の全国平均支出金額 (二人以上の世帯)

X : " ある世帯での支出金額

α : 調整係数 (農林漁家世帯を除く・調査市町村別)

α' : 調整係数 (農林漁家世帯を含む・調査市町村別)

N : 調査世帯数

O : 集計世帯数 (農林漁家世帯を除く)

P : 集計世帯数 (農林漁家世帯を含む)

C : 比推定比

W : 調査対象世帯数 (二人以上の世帯, 労働力調査の推計値)

i : 地方10区分

j : 調査市町村

k : 世帯人員4区分

l : 世帯 (二人以上の世帯)

【式3】単身世帯 (年平均用月別結果)

$$\bar{X}' = \frac{\sum_{i'} \sum_h \sum_g \sum_{m_1} \left(X'_{i'hgm_1} \cdot \beta_{i'h} \left(\frac{Q_{i'h}}{R_{i'h}} \right) \cdot D_{i'g} \right) + \sum_{i''} \sum_g \sum_{m_2} \left(X'_{i''gm_2} \cdot \beta'_{i''} \left(\frac{S_{i''}}{T_{i''}} \right) \cdot D_{i'g} \right)}{\sum_{i''} \sum_g W'_{i''g}}$$

$$D_{i'g} = \frac{W'_{i''g}}{\sum_h \left(\beta_{i'h} \left(\frac{Q_{i'h}}{R_{i'h}} \right) \cdot R_{i'hg} \right) + \beta'_{i''} \left(\frac{S_{i''}}{T_{i''}} \right) \cdot T_{i'g}}$$

【式4】単身世帯 (四半期平均用月別結果)

$$\bar{X}' = \frac{\sum_g \sum_{m_1} X'_{gm_1} \cdot D_g + \sum_g \sum_{m_2} X'_{gm_2} \cdot D_g}{\sum_g W'_g}, \quad D_g = \frac{W'_g}{R_g + T_g}$$

\bar{X}' : ある品目の全国平均支出金額 (単身世帯)

X' : " ある世帯での支出金額

β : 調整係数 (寮・寄宿舍以外・地方7区分, 都市階級別)

β' : 調整係数 (寮・寄宿舍・地方6区分別)

Q : 調査世帯数 (寮・寄宿舍以外)

R : 集計世帯数 (寮・寄宿舍以外)

S : 調査世帯数 (寮・寄宿舍)

T : 集計世帯数 (寮・寄宿舍)

D : 比推定比

W' : 調査対象世帯数 (単身世帯, 労働力調査の推計値)

i' : 地方7区分 (九州・沖縄は別区分)

i'' : 地方6区分

h : 都市階級

g : 男女, 年齢階級3区分

m_1 : 世帯 (寮・寄宿舍以外の単身世帯)

m_2 : 世帯 (寮・寄宿舍の単身世帯)

【式5】総世帯 (年平均算出用月別結果)

$$\bar{X}'' = \frac{\sum_i \sum_j \sum_k \sum_l X_{ijkl} \cdot \alpha'_{ij} \left(\frac{N_{ij}}{P_{ij}} \right) \cdot C_{ik} + \sum_{i'} \sum_h \sum_g \sum_{m_1} \left(X'_{i'hgm_1} \cdot \beta_{i'h} \left(\frac{Q_{i'h}}{R_{i'h}} \right) \cdot D_{i'g} \right) + \sum_{i''} \sum_g \sum_{m_2} \left(X'_{i''gm_2} \cdot \beta'_{i''} \left(\frac{S_{i''}}{T_{i''}} \right) \cdot D_{i'g} \right)}{\sum_i \sum_k W_{ik} + \sum_{i''} \sum_g W'_{i''g}}$$

【式6】総世帯（四半期平均算出用月別結果）

$$\bar{X}^n = \frac{\sum_i \sum_j \sum_k \sum_l X_{ijkl} \cdot \alpha'_{ij} \left(\frac{N_{ij}}{P_{ij}} \right) \cdot C_{ik} + \sum_g \sum_{m_1} X'_{gm_1} \cdot D_g + \sum_g \sum_{m_2} X'_{gm_2} \cdot D_g}{\sum_i \sum_k W_{ik} + \sum_g W'_g}$$

\bar{X}^n ：ある品目の全国平均支出金額（総世帯）

他の記号については式1から式4を参照のこと。

帯（平成13年までは単身世帯収支調査）の結果を統合した総世帯について、全国の年平均の推計は、式5により求めた月別結果の単純平均として算出し、全国の四半期平均の推計は式6により求めた月別結果の単純平均として算出する。

(3) 推定値の標準誤差

毎月分の集計データを用いて、平成18年平均値に対する標準誤差の推定を行った結果は表2、表3、表4のとおりである。

表2 二人以上の世帯（農林漁家世帯を含む）の支出金額の標準誤差率(%)

年月	消費支出	集計世帯数
平成18年1月	1.3	7,840
2月	1.3	7,853
3月	1.4	7,859
4月	1.4	7,838
5月	1.3	7,890
6月	1.2	7,864
7月	1.2	7,845
8月	1.1	7,868
9月	1.1	7,816
10月	1.3	7,866
11月	1.2	7,828
12月	1.3	7,881
平成18年平均	0.4	7,854

表3 二人以上の世帯（農林漁家世帯を含む）の地方別支出金額の標準誤差率(%)

地方	消費支出	集計世帯数
全国	0.4	7,854
北海道	1.6	289
東北	1.2	801
関東	0.6	1,989
北陸	1.8	533
東海	1.0	729
近畿	1.0	1,062
中国	1.4	664
四国	1.6	469
九州	0.9	1,053
沖縄	1.6	267

表4 単身世帯の支出金額の標準誤差率(%)

全世帯・平均	平均	35歳	35～59歳	60歳
		未満	歳	以上
集計世帯数	709	112	154	443
消費支出	1.2	2.6	2.4	1.5

全世帯・男性	平均	35歳	35～59歳	60歳
		未満	歳	以上
集計世帯数	256	78	79	99
消費支出	1.8	3.3	2.8	2.7

全世帯・女性	平均	35歳	35～59歳	60歳
		未満	歳	以上
集計世帯数	453	34	75	344
消費支出	1.6	4.0	4.3	1.8

表5 単身世帯の主要費目別支出金額の標準誤差率(%)

項目	平均	男	女
食料	1.1	1.7	1.0
住居	4.0	4.3	6.5
光熱・水道	1.0	1.7	1.0
家具・家事用品	5.4	12.2	4.6
被服及び履物	7.8	7.9	10.8
保健医療	4.1	7.9	4.5
交通・通信	4.4	5.8	6.4
教養娯楽	2.8	4.1	3.5
その他の消費支出	2.5	4.9	2.5

(注) 標準誤差率 = $\frac{\text{標準誤差}}{\text{標本平均値}}$

5 結果表

(1) 概要

平成18年の結果表は、二人以上の世帯は「付録5結果表一覧（二人以上の世帯）」(p.462参照)、総世帯及び単身世帯は「付録5結果表一覧（総世帯・単身世帯）」(p.463参照)に示しているとおりである。家計収支編では全世帯については支出のみ、勤労者世帯及び無職世帯については収入と支出のデータを集計している。消費支出は、用途分類と品目分類の二通りの分類方法に従って集計しており、結果表には、用途分類による結果表と品目分類による結果表の2種類がある。貯蓄・負債編では、貯蓄・負債現在高等

の結果表のほか、貯蓄・負債現在高階級別に家計収支の用途分類のデータを集計した結果表もある。また 結果表は、毎月（家計収支編の総世帯・単身世帯及び貯蓄・負債編では四半期ごと）集計するものと、年1回だけ集計するものとに分けられる。

(2) 地域区分

結果表章で最小単位の地域区分は市町村であり、この市町村別の結果をまとめて、都市階級別、地方別及び大都市圏別の結果を集計している。

都市階級の分類基準は、次のとおりである。

大都市……政令指定都市（静岡市を除く）及び東京都
区部

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、
東京都区部、横浜市、川崎市、名古屋市、
京都市、大阪市、神戸市、広島市、
北九州市、福岡市

中都市……大都市を除く人口15万以上の市

小都市A……人口5万以上15万未満の市

小都市B……人口5万未満の市

また、「人口5万以上の市」とは、大都市、中都市及び小都市Aをまとめたものである。人口の大きさは平成12年国勢調査時のものである。ただし、単身世帯では小都市A、小都市B及び町村を合わせて「小都市・町村」として表章している。

なお、調査市がどの都市階級に属しているかは、「付録1 調査市町村別調査世帯数、調整係数（二人以上の世帯）」（p.450）に掲載されている。また、「付録6 調査市町村交替等の経緯（平成18年）」（p.464）も参照のこと。

地方の分類基準は次のとおりである。

北海道地方……北海道

東北地方……青森県、岩手県、宮城県、秋田県、
山形県、福島県

関東地方……茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、
千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、
長野県

北陸地方……新潟県、富山県、石川県、福井県

東海地方……岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿地方……滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、
奈良県、和歌山県

中国地方……鳥取県、島根県、岡山県、広島県、
山口県

四国地方……徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州地方……福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、
大分県、宮崎県、鹿児島県

沖縄地方……沖縄県

大都市圏は、平成12年国勢調査による通勤・通学人口を基に設定された大都市圏に属する市町村のうち、家計調査の対象市町村のデータをまとめたもので、関東大都市圏、中京大都市圏、京阪神大都市圏及び北九州・福岡大都市圏の4大都市圏が設けられている。（各大都市圏に属する市町村については「付録1 調査市町村別調査世帯数、調整係数（二人以上の世帯）」（p.450）参照）

6 結果の公表

(1) 結果の種類

調査結果には、家計収支編と貯蓄・負債編の2つの大きな区分がある。（貯蓄現在高階級別の収入と支出の集計は、貯蓄・負債編に区分される。）

家計収支編はさらに、総世帯、二人以上の世帯、単身世帯の3区分に分かれる。二人以上の世帯の結果については、平成12年からの系列で「農林漁家世帯を含む」結果と昭和38年から比較可能な「農林漁家世帯を除く」結果の2系列がある。総世帯の結果は、家計調査のすべての調査対象（二人以上の世帯（農林漁家世帯を含む）と単身世帯）を統合した結果である。貯蓄・負債編は二人以上の世帯のみ調査・集計しており、「農林漁家世帯を含む」結果と「農林漁家世帯を除く」結果の2系列がある。

(2) 結果の公表時期及び刊行物

家計収支に関する調査の結果のうち、二人以上の世帯（農林漁家世帯を含む）の結果については、原則として調査月翌月末に「速報」として公表し、二人以上の世帯（農林漁家世帯を除く）の結果については、原則として二人以上の世帯（農林漁家世帯を含む）の結果の公表日の1週間後に結果表を閲覧に供する方法で公表し、「確報」は印刷物として公表する。また、単身世帯及び総世帯は、四半期結果として、四半期ごとの調査最終月の2か月後の中旬に、二人以上の世帯の四半期結果と同時に公表する。貯蓄・負債に関する調査の結果は、四半期結果として、四半期ごとの調査最終月の4か月後に公表する。

刊行物としては、月別の二人以上の世帯（農林漁家世帯を含む）の家計収支の結果を中心に収録する「家計調査報告（月報）」、総世帯、二人以上の世帯及び単身世帯の年平均の結果を収録する「家計調査年報 家計収支編」及び「家計調査年報 貯蓄・負債編」が刊行されている。

なお、これまで二人以上の世帯については、「農林漁家世帯を除く」結果を主系列としており、平成13年までは「家計調査年報」、平成14年から16年までは「家計調査年報《家計収支編（二人以上の世帯）》」として刊行していた。また、戦前・戦後の家計調査の結果を編集した「戦後10年の家計」、拡大改正以前の結果を取りまとめた「家計調査総合報告書」、
「家計調査総合報告書」に続く報告書である「昭和38年～50年の家計」、季節調整済み系列を収録した「昭和40年～50年の家計調査の月次系列」、昭和22年から61年までの40年間の家計調査の結果を集大成した「家計調査総合報告書 昭和22年～61年」などが刊行されている。

単身世帯については、平成7年から13年までは「単身世帯収支調査年報」、14年から16年までは「家計調査年報《家計収支編（単身・総世帯）》」として刊行されている。

7 家計調査の沿革

戦後の家計調査の沿革をみると、二人以上の世帯について次の四つの時期に分けることができる。

(1) 消費者価格調査(CPS)の時期（昭和21年7月～25年8月）

この調査は、消費者が購入する商品やサービスの価格調査として始められたものであるが、通常の価格調査とは異

なり、商品やサービスの価格を小売店舗の側からではなく消費者の側から調査するという、むしろ家計調査に近いものであった。全国の市に居住する世帯を対象とし、28市から約5,600世帯を選び、日々の買物について、その価格、購入数量、支出金額を調査した。

そこから世帯が実際に購入している価格である実効価格を計算して、消費者物価指数を作成した。同時に、世帯の支出に関しても家計調査とほぼ同じ性質の結果を得ることができた。しかし、収入に関してはこの調査からは得られなかった。

(2) 消費実態調査の時期(昭和25年9月～27年12月)

昭和25年9月から、消費者価格調査に勤労者世帯収入調査(昭和23年7月開始)を吸収し、同一世帯について収支両面を調査する本来の家計調査の形に切り換え、26年11月から名称を消費実態調査と改めた。また、これを機会に標本設計を全面的に改正し、それまでの調査市28市のうち8市を変更し、調査世帯数を約4,200世帯とした。また、消費者物価指数の作成のための価格の調査も昭和25年6月からは小売店舗から調査するという本来の物価調査の方法に改め、小売物価統計調査を別個に開始した。

(3) 家計調査(拡大改正前)の時期(昭和28年1月～37年6月)

昭和28年1月からは、家計収支の分類方法を品目分類から用途分類に変え、品目分類については、それまでの系列と接続させるため、調査世帯のうち3分の1の標本について集計を続けた。また、調査方法も若干改正し、名称も同年4月に家計調査と改めた。

(4) 家計調査(拡大改正後)の時期(昭和37年7月～現在)

昭和37年7月からは、標本設計を全面的に改正し、母集団地域を郡部にまで広げ、調査市町村数、調査世帯数も従

来の28市、約4,200世帯の規模から170市町村、約8,000世帯に拡大し、調査方法も若干改正した。なお、昭和37年12月分までは、拡大改正前の標本設計による調査市の結果を公表していたので、拡大改正後の結果は38年1月分から利用できる。

昭和47年7月からは、沖縄県が家計調査に繰り入れられ、48年1月分から沖縄県の結果が全国の結果に算入されている。

また、昭和56年1月からは収支項目分類を大幅に改正し、消費支出の5大費目分類を10大費目分類とした。このため、一部の項目を除き従来の5大費目分類による結果は昭和56年1月以降接続しないことから、調査結果の有効活用を図り、利用者のニーズに対応するため、基本的な年次別結果については38年以降、月次別結果については45年以降の結果を新分類に組み替えて作成してある。

平成11年7月から農林漁家世帯を調査対象に含めることとし、12年1月から従来の農林漁家世帯を除く結果に加え、農林漁家世帯を含めた結果が利用できる。

さらに、平成14年からは、単身世帯の家計収支の実態を把握してきた単身世帯収支調査及び世帯の貯蓄と負債の現在高を明らかにしてきた貯蓄動向調査を家計調査に統合した。なお、単身世帯、単身世帯と二人以上の世帯を併せた総世帯、二人以上の世帯の貯蓄・負債の四半期ごとの結果については、単身世帯及び総世帯は平成12年から、貯蓄・負債は14年から利用できる(詳細はそれぞれの年報を参照)。

なお、毎月すべての世帯を調査してきた二人以上の世帯の購入数量のうち、食料の数量については、平成14年1月から6分の1の世帯のみ調査することとなった。

くわえて、平成14年1月から、家計調査とは別に「家計消費状況調査」を開始し、家計調査の結果を家計消費状況調査の結果で補完した家計消費指数の結果が利用できる。

用語の説明

1 収支項目

家計の収支は消費構造の分析に有用なように、収入については収入源別に、支出については用途別に区分されている。この区分を収支項目といい、その分類方法は「収支項目分類の基本原則」(p.444)を参照のこと。

ここでは主な収支項目について説明する。

(1) 実収入……一般に言われる税込み収入であり、世帯員全員の現金収入を合計したものである。

実収入以外の収入……言わば「見せかけの収入」であり、現金が手元に入るが、一方で資産の減少、負債の増加を伴うものである。

繰入金……前月から持ち越した世帯の手持ち現金である。

収入総額……「実収入」の外に、「実収入以外の収入」、前月からの「繰入金」を含み、「支出総額」と一致している。

(2) 実支出……「消費支出」と「非消費支出」を合計した支出である。

消費支出……いわゆる生活費のことであり、日常生活を営むに当たり必要な商品やサービスを購入して実際に支払った金額である。

非消費支出……原則として税金や社会保険料など世帯の自由にならない支出である。

実支出以外の支出……言わば「見せかけの支出」であり、預貯金、投資、財産購入、借金返済など、手元から現金が支出されるが、一方で資産の増加あるいは負債の減少を伴うものである。

繰越金……月末における世帯の手持ち現金残高である。

支出総額……「実支出」、「実支出以外の支出」、翌月への「繰越金」から成り、「収入総額」と一致している。

(3) 可処分所得……「実収入」から税金, 社会保険料などの「非消費支出」を差し引いた額で, いわゆる手取り収入のことである。これにより購買力の強さを測ることができる。

黒字……「実収入」と「実支出」との差であり, マイナスの場合は赤字ということになる。これは「可処分所得」から「消費支出」を差し引いた額とも同じである。

貯蓄純増……「預貯金」と「保険掛金」の合計から「預貯金引出」と「保険取金」の合計を差し引いたものである。

金融資産純増……「貯蓄純増」に「有価証券購入」と「有価証券売却」との差を加えたものである。

2 各種比率

エンゲル係数……消費支出に占める食料費の割合であり, 生活水準の高低を表す一つの指標となる。

黒字率……可処分所得に対する黒字の割合である。

平均貯蓄率……可処分所得に対する貯蓄純増の割合である。

金融資産純増率……可処分所得に対する金融資産純増の割合である。

平均消費性向……可処分所得に対する消費支出の割合である。

3 現金収支と現物収支

収支は現金収支と現物収支に分けられる。家計調査では, このうち現金収支を主体としている。現物収支は, 現金収支と分けて大きな分類のみ別掲している。

4 用途分類と品目分類

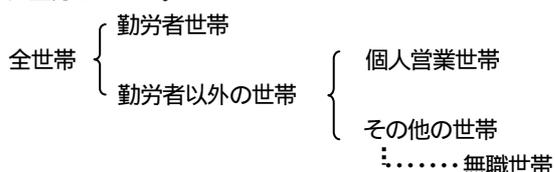
支出の中の「消費支出」は「用途分類」と「品目分類」の二通りの方法によって分類されている。

「用途分類」とは, 世帯で購入した商品を, その世帯で使うか, それとも他の世帯に贈るかという使用目的によって分類する方法であり, 「品目分類」とは, この用途にかかわらず, 同じ商品は同じ項目に分類する方法である。

5 世帯と世帯員

(1) 世帯

世帯とは, 住居及び家計を共にしている人の集まりをいい, 家計調査では学生の単身世帯を除く一般世帯を対象にしている。これらの世帯を, 家計費に充てるための収入を得ている人を世帯主として, 世帯主の職業により, 次のように区分している。



「勤労者世帯」とは, 世帯主が会社, 官公庁, 学校, 工場, 商店などに勤めている世帯をいう。ただし, 世帯主が社長, 取締役, 理事など社会団体の役員である世帯は「勤労者以外の世帯」とする。

「勤労者以外の世帯」とは, 勤労者世帯以外のすべての

世帯をいう。「個人営業世帯」には世帯主が商人, 職人, 個人経営者の世帯が分類され, 「その他の世帯」には世帯主が法人経営者, 自由業者, 無職などの世帯が分類される。

なお, 勤労者以外の世帯(無職世帯を除く。)の収入は, 年間収入しか調査されていないので, 「全世帯」, 「勤労者以外の世帯」あるいは「個人営業世帯」については, 支出及び年間収入の結果数字しか得られない。

(2) 世帯員

世帯主とその家族のほか, 家計を共にしている同居人, 家族同様にしている親戚の子供, 住み込みの家事使用人及び営業使用人なども世帯員とみなしている。

また, 家族であっても別居中の人, 家計を別にしている間借人などは世帯員に含めない。

(3) 世帯の属性分類

世帯の分類に用いている「職業」, 「産業」, 「企業規模」は, 世帯主の就業状態によるものである。なお, 「企業規模」は勤め先の企業の従業者数の大きさによって分類している。

世帯類型……世帯を世帯員の続き柄による構成によって分類したもので, いわゆる核家族と呼ばれる「夫婦のみ又は夫婦と未婚の子供から成る世帯」を始め, 「両親と子供夫婦又は未婚の孫から成る世帯」, 「母親と20歳未満の子供のみの世帯」など家計分析に有効なように世帯を区分している。

6 調整集計世帯数

調査世帯の抽出率は全国一率でなく, 世帯の密集度などに応じて, できるだけ調査に無駄がないように定めている。例えば, 平成12年国勢調査結果でみると東京都区部では抽出率が1/5205であるが, 県庁所在市のうち, 最も世帯数の少ない市は1/376となっている。集計に当たってこの抽出率の違いを無視すると, 東京都区部のように抽出率の低い地域の実態が過小評価されることとなる。そこで, 各地域ごとに係数(調整係数という。)を乗じて集計している。この調整した世帯数の和が調整集計世帯数(結果表上は10倍値で表章)である。

7 世帯数分布(抽出率調整)

各区分に該当する世帯数の割合を調整集計世帯数を使って表したもので, 1万分比又は10万分比で表章される。これにより, 母集団の世帯分布を知ることができる。

なお, 標本誤差の推定には集計世帯数を用いている。

8 年間収入階級と五分位, 十分位階級

「年間収入」は過去1年間の現金収入であるため, 各年間収入階級の現金実収入の平均を12倍しても必ずしも当該階級内には入らない。

「五分位階級」とは, すべての世帯を毎月の実収入(現金収入), 世帯主の定期収入又は世帯の年間収入などを収入の低い方から順番に並べ, それを調整集計世帯数の上で五分分して五つのグループを作った場合の各グループのことで, 収入の低い方から順次第1, 第2, 第3, 第4, 第5五分位階級という。それぞれの階級について収入と支出をまとめたものが「五分位階級別」の結果であり, 所得階級別に家計収支をみたり, 所得の格差の動きをみたりする際

に有用である。

「十分位階級」は、上記と同じ要領で十等分した場合の十のグループのことである。

9 住居の所有関係

住居は、その所有関係から次のように区分している。

「持家」とは、居住している世帯がその住宅を所有している場合をいう。未登記又は分譲住宅などで分割払いの未払分があっても、居住していればこれに含める。

「民営借家」とは、居住している世帯がその住宅を借りている場合で、次の「公営借家」、「給与住宅」に該当しないものをいう。

「公営借家」とは、都道府県営、市町村営のほか、都市再生機構、住宅供給公社などの公的機関が市民を対象に経営する賃貸住宅に居住している場合をいう。

「給与住宅」とは、勤め先の会社、官公庁、団体などがその職員家族を居住させるために所有管理又は借り上げている住宅に居住している場合をいう。なお、玄関、台所、便所の専用、共用の別は問わない。

なお、「世帯票」(p.458 参照)の調査事項のうち「民営の賃貸住宅(設備共用)」及び「借間」の世帯は表章せず、総数に含めている。

10 実質増減率の算出方法

消費支出の各項目ごとの対前年(同期・月)実質増減率は、次式により求めている。

なお、実収入、可処分所得及び消費支出は、消費者物価指数の持家の帰属家賃を除く総合指数の変化率を用いている。

$$\text{実質増減率} = \left(\frac{100 + \text{名目増減率}}{100 + \text{各項目に対応する消費者物価指数の変化率}} - 1 \right) \times 100$$

11 平成14年以降の食料の購入数量の推計方法

平成14年から食料の数量調査が6分の1の世帯(調査開始1か月目)のみ調査することとなったため、14年以降の購入数量は、金額と数量を共に調査している世帯から「平均価格」を求め、すべての世帯の1世帯当たりの「支出金額」を除いて「購入数量」を求めている。このため、内訳項目の購入数量の合計値とその上位項目の購入数量は一致しない。

12 比推定

単身世帯の調査では、抽出率の逆数である調整係数を乗じたのみの推定では、十分な結果精度を得ることができない。そこで、結果精度の向上を図るため、結果の推定に当たって比推定を採用している。併せて、総世帯の結果を求めるため、二人以上の世帯(農林漁家世帯を含む)についても比推定を採用している。すなわち、調整係数を用いて地域間の補正を行った後、調査世帯の属性分布の偏りを、労働力調査の結果に基づき、二人以上の世帯(農林漁家世帯を含む)については、世帯人員(4区分)別、地方(10区分)別世帯数を、単身世帯は地方(6区分)別、男女、年齢階級(3区分)別世帯数をベンチマークとする比推定を行い、結果を推計している。

収支項目分類の基本原則

1 収入の分類

(1) 収入総額

「収入総額」の項は「実収入」、「実収入以外の収入」及び「繰入金」から成る。これは、「支出総額」と一致する。

(2) 実収入

「実収入」とは、勤労や事業の対価としての現金収入(税込み)を合計したものと当該世帯外より移転された収入であり、「経常収入」と「特別収入」から成る。「経常収入」とは、家計の消費行動に大きな影響を与える定期的あるいは再現性のある収入であり、「勤め先収入」、「事業・内職収入」及び「他の経常収入」から成る。

「特別収入」は、それ以外の収入で、「受贈金」及び「その他」から成る。

(3) 実収入以外の収入

「実収入以外の収入」とは、預貯金引出し、財産売却、保険取金、借入金など手元に現金が入るが、一方

で資産の減少、負債の増加を生じるものであり、分割払いや一括払いでの購入額も含む。

(3) 繰入金

「繰入金」とは、前月の月末における世帯の手持ち現金である。

2 支出の分類

(1) 支出総額

「支出総額」の項は、「実支出」、「実支出以外の支出」及び「繰越金」から成る。これは、「収入総額」と一致する。

(2) 実支出

「実支出」は、「消費支出」と「非消費支出」から成る。

(3) 消費支出

「消費支出」とは、原則として日常生活を営むに当たり必要な商品やサービスを購入して支払った現金支出及びカード、商品券等を用いた支出であるが、仕

送り金や贈与金等の移転的支出も含まれる。なお、商品やサービスの購入と一体となって徴収される消費税、自動車取得税等も消費支出に含まれる。

「消費支出」は支出の目的により、食料、住居、光熱・水道、家具・家事用品、被服及び履物、保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽及び「その他の消費支出」に大別している。

なお、自動車を買換えた場合には、新たな自動車の購入金額から所有していた自動車の下取り金額を控除した額を「自動車購入」への支出として計上している。

(4) 非消費支出

「非消費支出」とは、税金や社会保険料など世帯の自由にならない支出及び借金利子などから成る。

(5) 実支出以外の支出

「実支出以外の支出」とは、預貯金預け入れ、投資、資産購入、借金返済等手元から現金が支出されるが、一方で資産の増加あるいは負債の減少を生じるものである。

(6) 分割払い購入・一括払い購入

リボルビング払いなどの分割払いやクレジットカードによる翌月一回払い・ボーナス一括払いで商品やサービスを購入した場合には、借金をして購入したと考える。

分割払いによる購入については、「実収入以外の収入」の「分割払購入借入金」に購入金額の全部を計上するとともに商品やサービスの購入として「消費支出」の該当項目に分類する。クレジットカードによる翌月一回払いやボーナス一括払いによる購入については、「実収入以外の収入」の「一括払購入借入金」に購入金額の全部を計上するとともに、「消費支出」の該当項目に分類する。

その後、分割払いの2回目や3回目の支払いをした場合には、「実支出以外の支出」の「分割払購入借入金返済」に、クレジットカードによる翌月一回払いやボーナス一括払いの銀行口座からの引き落としがあった場合には、「実支出以外の支出」の「一括払購入借入金返済」に分類する。

ただし、上下水道料、電気代、ガス代、新聞代など月ぎめ購入で代金を一括して支払うものについては、代金を支払ったときに現金で購入したものとす。

(7) 繰越金

「繰越金」とは、当月末における世帯の手持ち現金である。

3 現物

「現物」とは、外部からのもらい物、自家菜園の産物などである。これらは、まず「現物収入」として収入の該当する項目に分類され、同時に「現物支出」として支出の該当する項目に分類されるが、「収入総額」、「支出総額」には含めず別に分類する。

なお、購入金額の一部を勤務先又は他人が負担しているために安い価格で購入した場合も、その負担された分を現物として取り扱う。ただし、持家世帯の帰属家賃（家を借

りしていると仮定した場合に支払うべき家賃額）は含めない。

また、商店を営んでいる世帯での自分の店の商品の家計への転用は、現金収支として取り扱う。

4 品目分類と用途分類

「消費支出」は品目分類と用途分類の二通りの方法によって分類されている。

(1) 品目分類

「品目分類」は世帯が購入した商品及びサービスを同一商品は同一項目に分類し、さらに、項目を用途に着目してまとめていく方法である。

しかし、商品の用途という場合、その見方は多様であり、一つの分類体系にまとめあげるのは困難である。このため、この分類では教育、旅行、冠婚葬祭については次のような特別な規定を設けてあるので利用に当たっては注意が必要である。

ア 教育の場合

「教育」に分類されるものは授業料、受験料、入学金、学級費、修学旅行費、PTA会費、教科書、学習参考教材、補習教育月謝などに限られ、ノート、鉛筆などの文房具、学習用机、本箱などは「教養娯楽」に、通学服、学帽などは「被服及び履物」に、ランドセル、学生かばんなどは「諸雑費」の中の「身の回り用品」に、通学定期代などは「交通・通信」に、給食は「食料」の中の「外食」に各々分類される。（後述の「教育関係費」参照）

イ 旅行の場合

「宿泊料」に分類されるのは宿泊と明記されているものに限られ、旅行の際の電車賃、バス代等は「交通・通信」に、拝観料などは「教養娯楽」の「入場・観覧・ゲーム代」に分類される。しかし、バック旅行の費用や旅行費用として一括して記入されている場合は「バック旅行費」に分類される。

ウ 冠婚葬祭の場合

「婚礼関係費」、「葬儀関係費」、「他の冠婚葬祭費」に分類されるものは挙式費用、葬儀費用、祈とう料、七五三費用などに限られる。このほかの、例えば、新婚生活のために購入した衣服は「被服及び履物」、装身具は「身の回り用品」、調度品は「家具・家事用品」、新婚旅行のための交通費は「交通・通信」というように各々の項目に分類される。ただし、新婚旅行の費用であっても、旅行費用として一括記入されているものは便宜、「バック旅行費」に分類される。

(2) 用途分類

家計調査という「用途分類」は、購入した商品及びサービスの用途に従って分類する方法である。商品やサービスを、まず世帯内で使うか、世帯外の人のために使うかによって大別し、世帯内で使う分については「品目分類」によって分類する。世帯外の人のために使う用途としては贈答用、接待用、仕送り用、寄付用、謝礼用などがあるが、用途分類では贈答用と接待用の商品及びサービスだけを取り上げて「交際費」としてまとめ、仕送り用、寄付用、謝礼用などの商品及びサービスは世帯内で使う分に合わせて分類される。

なお、購入した商品又はサービスを世帯内で使うか、世帯外の人のために使うかの区別は購入時で決め、その後の変更は考慮していない。

(3) 品目分類と用途分類の差異

家計調査の品目分類と用途分類は、上に述べた方法によって行っているため、例えば、贈答用として購入した菓子は、品目分類ではその用途にかかわらず「食料」の中に分類されるが、用途分類では贈答用として「交際費」の中に分類されている。したがって、いずれの分類によっても家計支出の総額は変わらず、品目分類と用途分類との差異は家計支出の内訳の交際費に関する部分のみとなり、品目分類による各中分類の支出金額からそれぞれに該当する用途分類の各中分類の支出金額を差し引いた差額は交際用に使用された分であって、その合計は用途分類の「交際費」に一致する。

用途分類は主として家計収入との関連において消費者の行動の分析に用いられ、品目分類は約550の詳細な項目に分けられて結果表章し、個々の品目の消費動向の分析に用いられる。

詳細については、「付録7収支項目分類表」(p.465)を参照のこと。

5 教育関係費(単身世帯を除く)と教養娯楽関係費

(1) 教育関係費

大費目の「教育」は、授業料等、教科書・学習参考教材及び補習教育に伴う支出のみであるため、それに教育に直接的、間接的に必要とされる諸経費を加えて教育関係費としている。

- ・教育関係費：教育(項目符号770~792)、学校給食(39X)、男子用学校制服(565)、女子用学校制服(575)、鉄道通学定期代(731)、バス通学定期代(734)、書斎・学習用机・いす(807)、通学用かばん(925)、他の紙製品(826)及び他の文房具(829)を除く文房具(821、825、827、828)、国内遊学仕送り金(980)

(2) 教養娯楽関係費

レジャー関係の支出をとらえる目的で集計しているもので、次の品目の支出額を加えて教養娯楽関係費としている。

- ・教養娯楽関係費：大費目の教養娯楽(項目符号801~889・88A・88B・88X・88Y)から、書斎・学習用机・いす(807)、文房具(821~829)、自動車教習料(873)を除いた全項目、室内装飾品(492)、鉄道運賃(730)、バス代(733)、航空運賃(737)、旅行用かばん(926)、つきあい費(971)

6 情報通信関係費

情報通信関係費は、通信と放送に関するサービスへの支出をまとめてとらえる目的で集計しているもので、固定電話通信料(762)、移動電話通信料(763)、NHK放送受信料(88A)、ケーブルテレビ受信料(88B)、他の受信料(880)、インターネット接続料(88Y)を合計したものである。

7 財・サービス区分

消費支出を財(商品)とサービスとに分けたもので、財については、さらに、耐久度により耐久財、半耐久財及び非耐久財の3区分に分類している。(いずれの項目がどの区分に該当するかについては、「付録7収支項目分類表」p.465を参照)

なお、財・サービス区分、上記「5」の教育関係費、教養娯楽関係費及び「6」の情報通信関係費は、いずれも品目分類の結果から集計している。

8 移転支出

移転支出は、その世帯で消費されないもので、贈与金(970)、国内遊学仕送り金(980)、他の仕送り金(981)を合計したものである。

9 経常消費支出

原則として、1世帯当たり年に1回は購入している品目(100世帯当たり年間購入頻度が100以上)で構成されており、「付録7収支項目分類表」(p.465)の「経常消費支出欄の」はその構成品目であることを示す。(年間購入頻度は総世帯は第10表(p.168)、二人以上の世帯は第4表(p.252)、単身世帯は第3表(p.426)を参照)

10 単身世帯と二人以上の世帯の相違点

単身世帯では、以下の点で二人以上の世帯とは分類を異にしている。

(1) 品目分類について

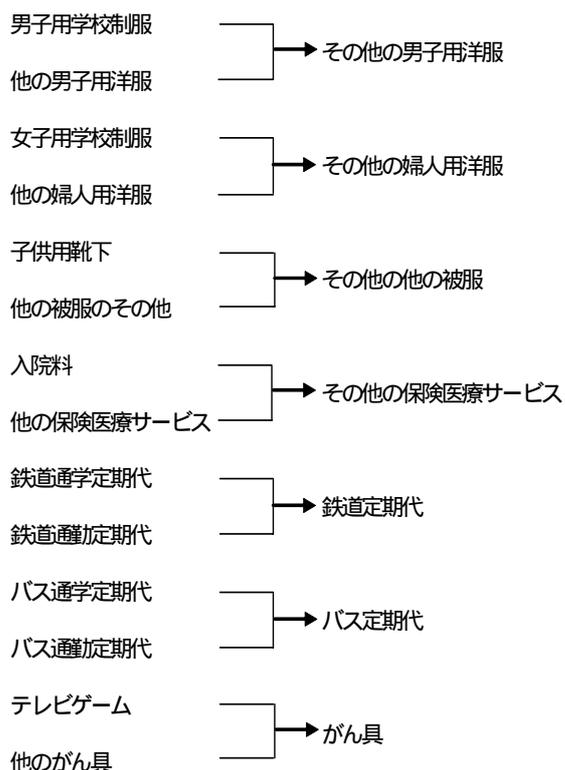
- ・「賄い費」は単身世帯のみ表章する。
- ・「学校給食」としての分類は行わない。
- ・「こづかい(使途不明)」は「使途不明金」として、項目に分類できない支出金額について分類する。
- ・一部の項目について内訳の表章を行わない。

内訳を表章しない分類項目

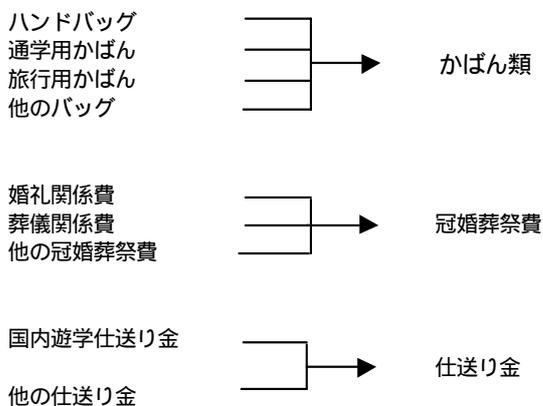
電気代、子供用洋服、子供用シャツ・セーター類、子供用下着類、教育、文房具

- ・一部の項目については中間分類表章項目を設定し、内訳の表章を行わない。

結果表に表章しない分類項目 中間分類表章項目名



結果表に表章しない分類項目 中間分類表章項目名



(2) 用途分類について

- ・「賄い費」は単身世帯のみ表章する。
- ・「学校給食」としての分類は行わない。
- ・「洋服」、「シャツ・セーター類」及び「下着類」については、男子用、婦人用、子供用の区別をしないで表章する。
- ・「教育」は一本で表章し、「授業料等」、「教科書・学習参考教材」及び「補習教育」としての区分は行わない。
- ・「こづかい(使途不明)」は「使途不明金」とする。
- ・「教育関係費」、「移転支出」及び「経常消費支出」としての再掲は行わない。
- ・「現物総額」の内訳は食料のみ表章する。